Hypericum L.	WY8	H.en B.R. van den Bosch B.V. Oegstgeesterweg 198A, 2231BC Rijnsburg, The Netherlands	第32373号	平成29年8月16日
Lathyrus odoratus L.	スプラッシュヴィーノ	神奈川県 神奈川県横浜市中区日本大通1番地	第32345号	平成29年8月7日
Oryza sativa L.	いばらき糯（もち）36号（ごう）	茨城県 茨城県水戸市笠原町978番6	第32339号	平成29年8月3日
Petunia Juss.	TX843	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第32392号	平成29年8月28日
〃	TX841	〃	第32393号	平成29年8月28日
〃	TX840	〃	第32394号	平成29年8月28日
Petunia Juss. x Calibrachoa Cerv.	SAKPXC019	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号	第32367号	平成29年8月14日
Phlox paniculata L.	にちはなぴんく	株式会社日園 新潟県新潟市秋葉区子成場707番地	第32400号	平成29年8月28日
Rosa L.	RNF CL　クリーム　04	中島均 岐阜県安八郡輪之内町四郷323	第32349号	平成29年8月10日
〃	SCH81758	Piet Schreurs Holding B.V. Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands	第32378号	平成29年8月21日
Solanum lycopersicum L.	PR-7	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第32361号	平成29年8月10日
〃	TTM127	〃	第32391号	平成29年8月28日
Vitis L.	ラベリー	塩原真澄 長野県塩尻市大字宗賀71番地30	第32385号	平成29年8月24日
Zinnia L.	SAKZIN017	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号	第32350号	平成29年8月10日

○農林水産省告示第千七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字山部字岩首一五二、字トヤ一五三、一五四の一、一六三、字マタケノヲ一五五の二、一五五の一・一五八の一・字森首一五六・字上畑一五七の一・一五七の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字戸ノ上一六〇の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　秋田県横手市山内平野沢字上ハ村四三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ハ村四三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字黒滝二九の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　滋賀県東近江市新出町字松尾六七二の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。）